○春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内に存する耐震性が不足している木造建築物（国又は地方公共団体が所有している建物を除く。）の除却に要する費用に対する補助金の交付に関し必要な事項を定め、除却及び除却後の土地の利用を促進することにより、地震に強く、安全かつ安心なまちづくりの実現に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　耐震診断　一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法、精密診断法の基準その他市長が適当と認める方法に基づき、旧耐震基準木造建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2)　旧耐震基準木造建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物のうち、一戸建ての住宅、長屋住宅、寄宿舎、共同住宅及び併用住宅（併用住宅の場合にあっては店舗その他これに類するものの用途に該当する部分の床面積が延床面積の２分の１未満であるものに限る。）に該当する旧耐震（昭和56年５月31日までに建築確認を受けて建築された建築物）木造建築物をいう。

(3)　除却工事　前号に規定する旧耐震基準木造建築物を全て除却する工事をいう。

(4)　施行者　建築物の所有者その他市長が除却工事を行うことが必要と認める者で、除却工事を行うものをいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、施行者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　補助金の交付を過去に受けたことがないこと（特にやむを得ない事由があると市長が認める場合を除く。）。

(2)　本市の市税を滞納していないこと。

(3)　春日市暴力団排除条例（平成22年条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（補助の範囲）

第４条　市長は、補助対象者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

（補助対象建築物）

第５条　補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、旧耐震基準木造建築物であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1)　市内に存すること。
(2)　耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が1.0未満であること。
(3)　補助金の交付を過去に受けていないこと。
(4)　土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定による収用その他国又は地方公共団体における公共事業のための収用に伴う移転補償の対象となっていないこと。
(5)　補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)以外の建築物及び土地の所有者、長屋住宅の場合における除却をしない部分の区分所有者若しくは占有者又は法定相続人(以下「利害関係者」という。)が存在する場合は、補助対象建築物の除却工事を行うことについて、当該利害関係者との協議が整っていること。
(6)　春日市木造戸建て住宅性能向上改修等補助金交付要綱(平成26年6月告示第92号)に規定による補助金の交付の対象となる住宅ではないこと。

(補助対象費用)

第6条　補助金の交付の対象となる費用は、補助対象建築物の除却工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第7条　補助金の額は、補助対象建築物の解体及び撤去に要する経費の額の23パーセントに相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、20万円を上限とする。

(除却工事の事前協議)

第8条　申請者は、除却工事の実施に関する契約を締結する前に、当該工事等について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるよう努めなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条　申請者は、春日市旧耐震木造建築物除却補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付又は不交付の決定)

第10条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の不交付の決定をしたときは春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

3　市長は、交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

(補助金交付申請の取下げ)

第11条　交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、事情により補助金の交付の対象となる除却工事(以下「補助事業」という。)を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付申請取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出があったときは、交付決定はなかったものとする。

(補助事業の内容の変更)

第12条　交付決定者は、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかにその変更の内容について市長と協議をしなければならない。

2　交付決定者は、前項に規定する場合において、交付決定を受けた補助金の額の変更を伴うときは、必要に応じて春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

3　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付変更審査結果通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第13条　補助事業の実施は、交付決定後(前条第2項の規定による申請を行うものは、同条第3項の規定による審査に係る結果の通知後)に行わなければならない。

2　交付決定者は、交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(検査等)

第14条　市長は、必要と認める場合においては、除却工事の工程を指定し、検査を実施することができる。

2　市長は、前項の検査の結果、除却工事が適切に行われていないと認める場合には、当該除却工事が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(実績報告)

第15条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金事業完了実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条　市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金額確定通知書(様式第8号)により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第17条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付請求書(様式第9号)に関係書類を添えて市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第18条　市長は、前条の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)　第14条第2項の規定による指導に従わないとき。

(4)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2　前項(第3号を除く。)の規定は、第16条に定める補助金の額の確定を行った後においても適用する。

3　市長は、前2項の規定により交付決定を取り消したときは、春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第20条　市長は、前条第1項及び第2項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金返還命令書(様式第11号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

(書類の整備及び保存)

第21条　補助金の交付を受けた交付決定者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、交付決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、春日市補助金等の交付に関する規則(平成19年規則第21号)の定めるところによる。

附　則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第10条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第10条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金不交付決定通知書
[別紙参照]

様式第4号(第11条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付申請取下届
[別紙参照]

様式第5号(第12条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付変更申請書
[別紙参照]

様式第6号(第12条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付変更審査結果通知書
[別紙参照]

様式第7号(第15条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金事業完了実績報告書
[別紙参照]

様式第8号(第16条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金額確定通知書
[別紙参照]

様式第9号(第17条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第10号(第19条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金交付決定取消通知書
［別紙参照］

様式第11号(第20条関係)

春日市旧耐震基準木造建築物除却補助金返還命令書
［別紙参照］